

沼田えびす講出店募集要項

沼田商工会議所

沼田商店街連合会 会長 鈴木 務
上之町商店街 会長 須田章夫
中の会商店街振興組合 理事長 中島庸一
下之町商店街振興組合 理事長 秋永 猛

【主催】 沼田商工会議所

【後援】 沼田市

【主管】 沼田商店街連合会

【開催日時】 令和4年11月12日（土）・13日（日）

午前9時～午後4時30分（出店時間は規制開始後から午後4時まで）

【開催場所】 沼田市本町通り

【応募資格】 主催者が適当と認めた事業者であり、食品類に関しては保健所の販売許可等が得られるものに限りま。す。（申込書受理後に審査を行い、適当と認められない事業者においては出店をご遠慮いただく場合もございますので予めご了承ください）

【出店料】 3000円

【店舗条件】

- ① 出店に必要なテント・おもりはご自身でご用意ください
- ② 店舗周辺には出店者専用の給排水設備はありません。
- ③ 主催者側の指示に従わず、他の行事等に支障が生じる恐れのある場合は出店を取り止めて頂きます。その際出店料は返金致しません。
- ④ 飲食物を販売する業者については「催事等における仮設食品営業等の取扱い要項」に従い、1小間あたり取扱品目は1品目とします。
- ⑤ 出店場所等については出店場所の会長及び沼田商工会議所にご一任頂きます。
- ⑥ 発電機、電気・ガスコンロ、七輪、ガス・石油ストーブなどを使用する場合には消火器を各店舗に1本ご用意ください。 ※申込書の火器取扱いに○をつけてください。
- ⑦ 出店に関する事故等について、主催者は一切責任を負いかねます。
- ⑧ キッチンカーでの出店も可能です。希望者は別途免許証・車検証を提出してください。

【注意事項】

- ① 火気を取り扱う場合は自己責任において十分な安全管理の上、事故防止のため必ず消火器のご準備をお願いします。
- ② その他出店に関する一切について主催者の指示に従っていただきます。主催者の指示に従わない場合は、会場内からの即時退去及び次回以降の出店をご遠慮いただく場合がございます。
- ③ 申込締切（2次）は10月14日（金）です。
- ④ 飲食物販売の方は保健所提出用【1、設備の概要】【2、取扱品目について】を必ず記入漏れの無いように出店申込書と一緒に提出をお願いいたします。
- ⑤ 近年、県の指導により、食品衛生関連で屋外飲食管理の徹底を義務付けられており主催側として出店される皆様にも別紙、「催事等における食品の取扱いについて」を必ずご覧いただき記載されている事項を注意の上申込書類の提出をお願いいたします。

なお、申請書類提出後、保健所からの注意又は指導が入りましたらこちらからご連絡させていただきます。また、質問疑問等がございましたら利根沼田保健福祉事務所 衛生係（TEL 0278-23-2185）までご連絡をお願いします。

- ⑥ コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況により、中止の可能性があります。予めご了承ください。

<保健所からのお知らせ>

●取扱品目について

- 取り扱える品目は1品目のみです。複数の出品は認められません。（ドリンクはカウントしません）
- 仕入れ先が飲食店営業の許可しか持っていない場合、各種製造業許可はないため、食堂で作った商品を売った場合、無許可営業で法律違反となります。食堂ではなく別の製造所で作ったものを、食堂が出店者に卸売りをする場合には販売することができます。違反品の販売をしないように、仕入れ先に実態の確認をしてください。
- 生の野菜や果実は使用できません。
- カレーなどはあらかじめ仕込んで完成したものを温めて提供、ご飯は仕込み場所で炊飯したものを保温した状態で提供してください。
- クレープ生地はテント内で作れません。「あとは焼くだけ」の状態にまであらかじめ仕込み場所で仕込んだ生地を、現地では焼くだけにしてください。
- 生クリームは泡立てずに使用できるホイップタイプの市販品のみ使用可能です。
- アイスクリーム類は開封した状態での販売はできません。必ず未開封で販売してください。（自社製造した既製品を袋のまま販売する場合には届出不要）
- ソフトクリームは取扱いできません。カセット式アイスのみ取扱いが認められていますので、それ以外の機械で作る場合は提供しないでください。
- ジュースをコップに注ぐなど、テント販売する場合は届出してください。

●設備について

- 食品をパックや包装紙で包装して提供する場合、食品と直接触れる容器包装は、蓋付き容器や引き出しなど、ホコリの入らない構造の場所で保管してください。
- 冷凍保管が必要な品目の保存用クーラーボックスまたは冷蔵庫には温度計を設置し、保存温度を超えることのないように定期的に温度チェックをしてください。（発泡スチロールの使用は認められません）
- 保温が必要な品目については保温器を設置してください。
- 蓋付きゴミ箱をテント内に設けてください。
- 洗剤、アルコール以外に、手洗い用の薬用石けんを準備してください。

●申請書類（設備の概要の図面）について

- 現地での調理方法および調理場所を正確に記載してください。（調理方法または調理場所により出店が認められない場合があります）
- テント内に手洗い、消毒石けん、給排水タンク、ゴミ箱、機械設備、容器包装保管庫（割り箸・袋用）など、必要なものをどこにどう配置するのか、正確に記載してください。
- 給排水タンクの容量と個数、ゴミ箱の個数を記入してください。